

める事項。これは後で親創事項に明確に記
する場合にはこのように規定したいと思つてお
けられども、本土の実例を調べてみると、ほかの業務に
対する執行が、例之は開発公社の設置されて
いるところによりますれば、一般職員が開発公社
の職員を兼務する場合とか、或はほかの機関を
兼職である、例之は東公平委員会、職務を兼
務するとか、兼任するとか、固定資産評価委員会
の職員を兼任するとか、このように場合にどこ限
られる場合にこのようにこの職務の専念
義務の特例を設けている訳でございます。
本市においても地方公務員法の趣旨に従いま
して、できるだけ市長の定める場合と同一に職務
の方で明確にしたいと思つております。
以上簡単に説明申し上げて何かございま
したらご質問にお答えしたいと思つております。

議 長
本案に対する質疑を許します。

議 長
本案にかゝりても質疑の時点で継続審
議をしないと思つておりますが、ご異議をござい
ませぬ。

議 長
ご異議をございませぬので、左様決定いたします。

議 案

議案第19号 宜野湾市職員団体のための職員
の行務の制限の特例に関する条例についてを議題
とししす。

本案に対する理研者の趣旨説明を求めしす。

総務課長

ご説明申し上げます。本件につきましては、従来
制定根拠法令がございまして、現行は休暇
条例等によって運用してまいりましてござい
ますが、母法であります地方公務員法の第52条に
第6項の規定に基づきまして職員団体のための
職員の行務についての特例を条例化したこと
がどうに考えているかとございす。

職員団体のためにある行務の制限は、職
務専従義務があるというところから原則として当然
であるというふうにございすけれども、ここでは条例
に規定する場合はその範囲内で例外規定を
設けることになっております。本件につきましては、
団体の交渉をやる場合はその期間中は有給でやり
たい。そのほかの場合につきましては、休暇条例
の中ですべて団体の色んなものについては兼給
というふうになっております。給料受取から職
員団体のためにある行務は次のとおりであるとい
うに考えているとございす。

休日の場合は労働給料は手とられずの法で
ございすけれども、年次有給休暇としての場合はこれ
も、その給料というふうに見方になっております。

ご説明

その経路のご説明申し上げて、何かご不明な点やご質問にお答えいたします。それとご審議をお願いいたします。

議 答

本案に対する質疑を許します。

議 答

本案にかかわるご質疑の場で継続審議とさせていただきますが、ご審議させていただきます。

議 答

ご審議させていただきます。左様決まっております。

議 答

日程の第20、議案第20号、財政状況の作成及び公表に関する条例の全部と改正条例についてを議題といたします。

本案に対する理事者の趣旨説明を申し上げます。

総務課長

ご説明申し上げます。現行の条例が市町村自治法の179条の第1項に基づいて条例制定をしておりますけれども、本土の地方自治法を適用することに伴って根拠法令の整備と法改正でございます。内容にかかわりましては現行の条例と殆ど変わりございませんけれども、第2条の財政事情の公表の時期でございます。これが現行の改

正年度との違ひから公表の時期が変更を要しており
ます。以上を説明申し上げて、何かご不明な
点らご質疑にお答えいたします。ご不明な
点らご質問いたします。

議長
本案に対する質疑と許します。

議長
本案について質疑の時点で継続審議
としてお答えいたしますが、ご異議がござい
ます。

議長
ご異議ありと承知の上、左様決定いたします。

議長
日程の第2、議案第2号、議会の議決に付すべき
契約及び財産の取得又は処分に関する条例の
全部と改正する条例についてを上程いたします。
本案に対する理事者の趣旨説明もお答えいた
します。

総務課長
ご説明申し上げます。本件については、去
った市町村自治法の改正に伴い、最近同名
の条例を制定したばかりでございます。現
行の条例が市町村自治法の第35条の規定に基
いて制定されている関係で、地方自治法の適用を受
けることに伴う条文の整備でございます。今後、現

在の条例ではドルで表示されているものを円に換えてごさうです。その金額にかかるとは、現行の条例を制定する場合も、政府としては360日に換算すれば本土の金額に相当するという前提で規則の制定がなされておりまして、この金額にかかるとは地方自治法の施行令の第121条の2の通りでござります。

内容にかかるとは、現行の条例と全く同様でござりますので、以上説明を終りなして思ひます。よろしくお願ひいたします。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案にかかるとも、質疑の段階で継続審議をしておきたいと思ひますが、ご異議ごさいですか。

議長

ご異議ありませんので、左様決定いたします。

議長

日程の第22、議案第22号、市野港本財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の全部を改定する条例についての上程いたします。
本案に対する理事者の趣旨説明を終わります。

総務課長

本件につきは内容については変更はございませぬけれども、本土法の適用に伴う条例の全部改正という形をとりまして、よろしくお願ひいたします。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきは、質疑の段階で、継続審議としておきたいと思ひますが、ご異議をございませぬか。

議長

ご異議ありませぬので、左様決定いたします。

議長

次は日程の第23、議案第3号、議会の議決に付する心の施設廃止又は長期かつ独占的利用に因る条例の全部を改正する条例についてを日程いたします。

本案に対する理申者の趣旨説明を求めます。

総務課長

本件につきは、現在同様の条例が制定してございませぬけれども、本土法の適用に伴うこの条例の全部改正の形でしてある訳でございませぬ。現在教育委員会が市の行政機関

に存分に併せて、学校、幼稚園、公共調
理場については挿入してござります。それ以外
については現行の条例と何ら変るところはござ
りません。以上ご説明終了して皆様の
ご質疑にお答えいたしましたと思っております。よろ
しくお願いいたします。

議長
本案に対する質疑を許します。

議員
本案につきまして、質疑の段階で、継続
審議としておきたいと思っておりますが、ご異議ござ
りませんか。

議長
ご異議ありませんので、左様決定いたします。

議長
次、日程第24、議案第24号、道庁考査消防本
部及び消防署の設置等に関する条例についてを
上程いたします。
本案に対する理事者の説明を求めます。

総務課長
ご説明申し上げます。本件は従来条例事項でござ
った訳でございまして、市としては議会の議決を
受けて消防機関の設置というところで一応議決
事項としていた訳でございまして、本日の消

防組織法の第11条の第1項の基を以て条例
事項に於てあり得るので、条例を制定しなくば
採ることが出来ず、了すべくお願いいたします。

議 長
本案に対する質疑を許します。

議 長
本案に於ておいても質疑の時点で継続審
議としておきたいと思っております。ご異議
ございませんか。

議 長
ご異議ありませんので、左様決定いたします。

議 長
日程の第25、議案第25号、宜野湾市火災予防
条例についてを議題といたします。
本案に対する理申者の趣旨説明を依頼
いたします。

総務課長
ご説明申し上げます。本件は、消防法に基
きて、火災の予防のために必要なことは関係者に
対し資料の提出を命じ、報告を求めたり、又は消
防職員に於ける仕事場、工場、または公衆の
出入りする場所等に立入ってその他火災に関係
する場所等に立入って消防対象物の位置、構
造、設備、又は管理の状況を検査、または質問

その他これが消防法の第4条の1項で規制されて
ており、その方法に付しては条例で、市町
村の方で制定するようになっており、消防
法の第4条の2項の規定に基づいて本条例
を制定するに付、このように考え、上程して
る訳であり、この条例を適用した時に火
災の予防と査察に努めること、このように
考へており、よろしく審議をお願い
する。

議長
本案に対する質疑を許す。

議長
本案に付しても、質疑の段階で継続
審議としておきたいと思ふが、ご異議
ごなければ。

議長
ご異議あり、それで、継続審議と決定
いたします。

議長
日程第26、議案第26号、宜野湾市史編集
委員会条例の全部を改正する条例に付して上
程いたします。
本案に対する理事者の趣旨説明をお願い
いたします。

総務課長

ご説明申し上げます。本案につきましては、内容は何ら現行と変りはございませんけれども、条例の制定根拠であり法令の違ひに依りまして、現在は市町村自治法に基づいて条例制定してございませぬけれども、地方自治法の適用に伴う根拠条文の整備でございます。以上簡単に説明申し上げます。皆様のご質疑にお答えいたします。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましては質疑の段階で継続審議としておきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので、左様決定いたします。

議長

休憩いたします。(午前11時53分)
再開いたします。(午前11時53分)

議長

これをもちまして、午前中は終了です。午後には2時再開です。尚、教育委員会から始まります。休憩いたします。(午前11時54分)

議 長

再開いたします。(午後2時11分)
午前には引き続き、午後の本会議を開きます。

議 長

認定第1号 1971年度宜野湾教育区歳入歳出決算認定を議題といたします。
本案に対する理事者の趣旨説明をお願いいたします。

教育委員長

本日は夕方と同様の時間に中部の連合区で連合委員会がございまして、教育長と委員がご出席いたしかねますので、私からご説明いたします。
1971年度の区教育委員会決算がございまして、これは教育委員会法の第2項に基き、次の通常予算審議の議会に認定に付すわけになります。今日認定をお願いした訳であります。よろしくお願いたします。

議 長

本案に対する質疑を許します。

議 長

休憩いたします。(午後2時14分)
再開いたします。(午後2時17分)

9 着

最終的に常任委員会にお方に付託するかと
思っております。ただ、お方(周知)は
裁入の面で、不納欠損額はこれで終りにする
かどうか。教育税廃止に伴ってやらも現在、
こちらに提示されておりました。1,266ドルにせよと
いうことは何年度のものをあつかうか、今後もあり
るものであつかう。

会計係

これは今日限りでございませう。全部時効にか
かりました。これで終りでございませう。

9 着

何年度まであつかうか。教育税が廃止
になった年度。それからあつかうても効果でありませ
う。54年で時効だと思っております。何年度で
これは終りでございませう。

会計係

税金は54年前であるので、54年前のものとあつ
ておりました。

9 着

これは市から何か通達がございませうか。

会計係

はい。市の方から通知を受けまして、金額不納
欠損額におおむねおつたというところを受けました。

9 着

結局は、これで終りに成ってその後には教育税としての滞納額は無いことであらう。

制度の改正に伴って、教育税は廃止に成り下した。市町村の負担金で賄うように成った訳であらう。それから1,200余の効果は何年度教育税が廃止に成ってしまつたもので、これで全額終りに成らうと私が私の賛同した。

会計係

どういふ通知を受けましたので、詳しい資料手元に持たせておきます。何年度分という説明はしませんが、市からどういふ通知を受けました。これ以後ということにつきましては、或は自動的に納入成るとすれば、これはこれで調べられておりましたが、或は雑入成るとするものであつたかどうか、そこらへんは全部は調べておりません。今年度に入ってから分は。

9 着

いや、効果が時効後は出ても教育行政の雑収入として受け入れる考案であらう。出ても教育税としての目的は成る訳であらう。時効後はこれは教育費の収入として受けられること、それで私は聞いておらう訳であらう。それで教育税が廃止に成って、これで最後であつた。今後の取扱の問題であらう。

会計係

これは教育税としては受けられませんが、或は教育税については雑入として受け入れてあるか
どうか、又、入っているかどうかを調査してあり
ますので、この前の監査委員のときに本指捕
を受けまして、お調べに処理をなされております。

9 着

歳出面についてお調べのしるしですが、
この一番大きな教育費の執行面について、いつ
も気がかりなのが、どうしてこうなの
13,000円の不用額が出るか、その大口が内
訳をわかってお願ひいたします。市の教育費
で負担しているものの額は、この中でどのくらい
なのか。

会計係

この中で、一般財源で負担するものは10,378
円でありましたが、尚、その中に去る6月で繰越
議決をしていただいた校舎建築費の委託料が、
2,080円でございまして、一般財源の残とい
なしては8,298円でございまして。

9 着

この主たる理由は何という目的のものですか。

会計係

主たる理由と申すならば、各款項目ごとに残が
ございまして、主たるものは、小学校費の中の

給食備入給料、中途交替が有りまして、この残額、それから社会教育費の申請にも800ドル余りの残が有りまして、これは社会教育主事が年度途中で一時不在が有りまして、それから年度途中で新採用発令が有って予算の完全執行してないという理由もござります、それ以外のもは若干各費目からの残が出てという状態に有って居ります。

9 着

今主事二、三系をあげられて居りましてはけれども、時限はこういう時限でござりますが、その後に予算の補正をされたらどうか、今、不用額が出た主事二、三系をあげられましてはけれども、一応採用上が、執行面も有りましてはけれども、その分補正予算もされたらどうか。

会計係

11.9月で殆ど補正が有りました、それから12月に給、残額のもめは殆ど補正が有って居ります。

9 着

どうで居りますならば不用額が出て二休いはおで居ります、補正の段階でそういう措置が講じられるならば決算に於いて二休いはおで居ります。

会計係

・決算は8月31日限りであり、その次は9月

7. 12月に補正されている款でございますが、

9 着
決算は6月です。

会計係
はい、6月でございます。

9 着
おっしゃる、6月までに何回補正されている款ですか。

会計係
6月までに2回でございます。

9 着
その2回の中には、先、ご説明がなされた社会教育の採用の遅れでございますが、これは考慮はなされておる款でございます。

会計係
前2回には入っております。

9 着
もう一回歳入にも取りまかせども、市からの予算配当は何回やっておりましたか、総務課長。

会計係
4回です。

総務課長

4回もつておられる。

9 着

何回も出張費も存在されています。

総務課長

1ヶ月に1回ほどおられておられるけれども、大体1半
期2回に分けておられておられるので、大体8日位
分けておられておられる。

9 着

決算年度内に全部お金の負担金はお出してお
りませう。

総務課長

91年度に限りおいて整理期間に入ってからも
おくらが出しておられる。

9 着

これは理由は何ですか。

総務課長

おのへたにこのおは収入税と教育委員会のお務
議におつておられるとお思っておられる。総務課長
としておつておつて説明しておられる。

9 着

去年の決算の場合にも色々お費用がたかおつて

この議会からも指摘を受けておられると思
います。市の負担金の支出行舟を見ました場合に
整理期間に出ている。委員会としてはこれは
執行の段階で決算年度内には執行でまわって
いう前提でそういう折衝をいれた。教育委
員会が負担するのを会計年度内にとらわった
のが。支出指者である収入役が拒んだのが。ど
うか。そのへんはどうですか。これがもし教育委
員会の前決算にあらわれていたような不用額
とも関連することでありましたら、この重要な
問題点という事です。どんなことがありました。
債務負担行舟は6月で終了款でござります。
これは6月に債務負担行舟があつた。支出指者が
提出者にある款でござりますけれども、どうして決
算年度内に市が負担する。またもらわぬ理由
がわからぬ款です。

会計係

これはつられては一流委員会としても請求はし
て、収入役の現金の方の事情で少し待ってくれ
といわれたものをいふまま待ったことがどういふ
うになつております。

9 着

この不用額を皆この方が市が負担金とも
らうのかと関係ありませんか。

会計係

不用額とは関係ないと思つております。

9 着

私が申し上げたのは、教育委員会が年度内にどうしても執行したくて請求したんだが、市は拒んだのかどうかということでございます。

会計係

そういう意味ではございません。これは整理期間があと7月、8月まででございますので、決してこれが遅れたために不用に終わったことではないと聞いております。

9 着

そういうことは、教育委員会に対する市は支出負担行為の義務がありましても、教育委員会の執行へは影響はしていないというところであります。

会計係

執行に対しては影響はなし。

9 着

影響はなしと決断の上になられていない執行不用額は関係ないというところであります。

会計係

はい。

議長

本案については質疑の段階で継続審議としてお答えをいたしました。ご異議ございません。

にか。

議長
ご異議ごなければ、左様決定いたします。

議長
休憩いたします。(午後2時33分)
再開いたします。(午後2時34分)

議長
日程の第27、議案第27号、宮野清市部課設置
条例の全部を改正する条例についても議題と
いたします。
本案に対する理事者の趣旨説明を依頼
いたします。

総務課長
ご説明申し上げます。本件につきましては、去
12月の定例会に諮問いたしました。機構について
は原案通りでよろしいというふうな答申を受
けましたので、それに基づいて現在の部課設置条例
を全面的に改正したというふうに考えている課
でおります。現在の条例は部課と、部と課の設
置条例に別れておりまして、一応建前とい
われては補助組織の中の第4段階の部分についての
2条例化がよろしいというところで部制といた
すという前提で部の設置条例というふうにしてござ
います。以上簡単にご説明申し上げます。何か
お問い合わせは質疑にお答えいたします。よろしくお願
いいたします。

いれし方。

議 長

本案に対する質疑を許し可。

議 長

本案に付すれども、質疑の時点で継続審議としておきたいと思ひ可が、ご異議あり可せんか。

議 長

ご異議あり可んか。左様決定いれし可。

議 長

次、日程の28、議案第28号、宜野湾市養護研究七の二特別会計条例の全部を改正する条例についてを上程いれし可。

本案に対する理事者の趣旨説明を求め可。

総務課長

ご説明申し上げます。本件に付すれども、先程丹波が整と可関係で内容については現行の条例と何ら変りはございません。現行の条例は市町村自治法の第132条の第2項に基づき制定されており可けれども、制定してあり可けれども、制定してあり可けれども、本案例は地方自治法の第209条の第2項の規定に基づき制定したというふうな考えであり可。よろしくお願いいれし可。

議 長

本案に対する質疑を許す。

議 長

本案に付しても質疑の時点で継続着議としておきたいと思ふが、ご異議ござらぬか。

議 長

ご異議がござらぬので、左様決定いたします。

議 長

日程の29、議案第29号、市野湾市財政調整基金条例の全部を改正する条例について上程いたします。

本案に対する理申者の説明をお願いいたします。

総務課長

ご説明申し上げます。本件に付しても、現行の条例の内容は全く変更はござりませんけれども、条例の中に示された根拠法令、市町村財政法というものが地方財政法に変わりました。そういう点から本条例も全部改正をしないといふふうに考えております。この条例は地方自治法の第141条の規定に基づいて基金設置の条例を制定しないことを考えておりますけれども、現行の条例は市町村自治法の第199条の17に基づいて制定されておりますので、そういう点から相違から条例の全部改正をしないといふふうに考えてござい

106
お示し願ひいたします。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案に付いたも質疑の時点で、継続審議としてお示し願ひいたしますが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、継続審議としてお示します。

議長

日程の第30、議案第30号、宜野湾市公有水面埋没申業特別会計条例の全部を改正する条例についてお示し願ひいたします。

本案に対する理申者の説明をお願ひいたします。

総務課長

ご説明申し上げます。本案に付いたも議案第28号同様、内容にお示しは現行の条例と変更はございませんけれども、根拠法令の相違によりまして全部改正をしないというふうに考えております。お示し願ひいたします。

議長

本案に対する質疑を許します。

議 長

本案に付しても、質疑の段階で継続審議をしておきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

議 長

ご異議ありませんので、左様決定いたします。

議 長

日程の第31、議案第31号、宜野湾市土地區整理等ニ関スル清富金特別会計条例の全部を改正する条例についての上程いたします。

本案に対する理事者の報告説明を求めます。

総務課長

ご説明申し上げます。本件に付しても、現行の条例の内容においてほとんど変更はございませんけれども、適用根拠法令の相違に付して、本案も根拠法令も一部改正をしたいと思います。よろしくお願いたします。

議 長

本案に対する質疑を許します。

議 長

本案に付しても、質疑の時点で継続審議をしておきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

議 長

ご異議ありければ、左様決まらば可。

議 長

日程の第2532、議案第32号、宜野湾市特別職の報酬等審議会条例についての上程の件可。

本案に対する理申者の報告説明を求め可。

総務課長

ご説明申し上げます。本案は、新設の条例でございます。従来、特別職の報酬等については、三役をはじめ議員の報酬については、職員ベースアップの幅が、類似本町村との均衡等を勘案いたしまして決定してまいりました。ご承知のことですが、本土の例に照らしまして一応附属機関を設置いたしまして報酬等については審議会を設置し、審議会の意見を以て今後決めてまいりたい。そういう意味で本土の例に照らしまして本案例を制定したいと考えております。よろしく審議お願いいたします。

議 長

本案に対する質疑を許す可。

議 長

本案に付いては、質疑の段階で継続審議をいたします。ご異議ごなければ、

議 長

ご異議ありませんので、左様決定いたしました。

議 長

日程第33、議案第33号、直野湾市振興計画審議会条例についてご説明いたします。

本案に對する理事者の説明をお願いたします。

総務課長

ご説明申し上げます。本案によりますと、新設の条例でございます。従来、本市の附属機関として、附属機関の設置条例を制定してございまして、地方自治法を適用することに伴って、市の基本構想、基本計画等が義務付けられておりましたので、従来の附属機関を整理統合いたしまして直野湾市の振興計画の審議会、当分の間一本にしまして現在の都市計画審議会、産業経済振興計画審議会、現在3つの審議会がございまして、これを整理統合いたしまして振興計画審議会に改めたことといたしております。

現在、現行の市町村自治法の第138条の4の第3項の規定に基づいて条例制定してございまして、地方自治法の第138条の4の第3項と、根拠条文の違い、内容によりますと従来の附属機関の性格を改めまして当分の間に振興計画一本にしていただきますことといたしております。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

本案に対する質疑を許す方。

議 長

本案に對しては、質疑の時点で継続審議としておきたいと思つた方が、ご異議ございませんか。

議 長

ご異議がござらぬので、継続審議と決定いたします。

議 長

日程の事、議事第34号、官制、官布印鑑条例の全部を改正する条例についての上程をいたします。

本案に対する理事者の説明を申し上げます。

総務課長

ご説明申し上げます。本案につきましては、現行の印鑑条例の内容については殆ど変更はござらないわけですが、本土復帰いたしますと、住民基本台帳法、更に外人登録法が適用されることに伴って、条文の整備をしております。内容については現行のものと変更はござらないもので、何かござらぬらうご質疑にお答えいたします。よろしく願ひいたします。

議 長

本案に対する質疑を許す。

議 員

本案について、質疑の時点で継続審議としておきたいと思うが、ご異議がおありか。

議 長

ご異議がおありか。左様承知いたします。

議 長

次 日程入第35、議案第35号、1972年度宜野湾市養護研究費の特別会計補正予算を上程いたします。

本案に対する理申者の説明を求めます。

財 役

ご説明申し上げます。養護特別会計の第1回目の補正であり、ご承知のように72年度は5月14日以後に供する措置として、打ち切り決算があることによる減額でございます。そのために会計の期間というものが1.5ヶ月短縮される減額でございます。それに伴うことの費用の不用の分の整理、人件費等についても、人件費については1ヶ月分を短縮する減額でございます。事実上は5月の14日というところで残りは昭和47年度の予算にというふうになるかも知れませんが、これは人件費については金額5月分は47年度の予算に計上するということになります。それで、予算上

は、レカレ、11ヶ月分を組むというところについてお話し
あるて、その関連するところの不用の分の整理
それから養蚕事業は、当初計画におきましては直
接本土に出荷をやるという想定のもとに予算は
編成されておりましたので、その出荷に伴うところの
資材の費用とか、又は通信運搬費とか、相当計
上されておりました。それも現在の出荷の方法は中心
度先液レ、レカレの養蚕場液レという措置にな
つておりましたので、そういう費用が大部分不用にな
りました。それから緊急の場合、停電等の場合に
水車とそれとこの自家発電を計画してその費
用を計上しておりましたけれども、過去の実績から
見てもそのレカレに配分は非常に薄く配分
されておりました。レカレ、全体的なことを先ほかに申し
つけました。ご承知のように養蚕会では今年に
累積赤字が17万ドルもかかっているに
おいて、この償還もまず優先的に考えなければい
けません。レカレ、不用不急と申し上げるのは語弊
があるかも知れませんが、そのレカレは控えてお
くべきところと、レカレも全額将来にその計
画をたてたところと、レカレ減額を次回まで
おろす。考え方は以上のようにおろす。この
数字は歳入の方からご説明申し上げますが、歳
入におきましては生産物の売上代金が11.315
ドルの補正減でおろすけれども、そうすると、補
正後の金額が123.335ドルという見積りをしてお
りましたけれども、これは実績の見込ではあり
ません。と申し上げるのは、歳入の方において減額、
不用の分は減額をしておりました。繰越金の7万ドル

という累積赤字は歳出減がで主なる原因でありま
 す。その内、そのうち予算の収支のバランスをとり
 たいに一般の歳入の減少におよぶ原因でありま
 す。実際見込み額は現在のところ歳入におよぶ
 額は62,655ドルを一般に想定しておりました。
 ところが結果はやはり7万と、歳出の方で今日増額
 した部分かどおす方が当初予算におよぶ額は換
 算上の購入の予算は2,550ドルは計上してご
 さいませぬけれども、今日、これはどうしても今後の
 養護事業の運営のために種々の手を動かして
 して今後の収入の確保をしたという事で補
 正いたしました5,450ドル補正いたしました。結局
 8,000ドル種々の購入の資金を持つたという
 事で補正分を合わせると8,000ドル見込
 しております。で、購入先等については色々折衝が
 何回もなっておりますが、その中の商社に購入を
 する場合にはまだ決定はしておりません。ただ
 交渉中でござります。その中でどうにか早目に
 補正いたしましたという事。その中の購入時期
 については大体4月ごろまでという事で一般補正
 して4月に入って種々の手を入れたこと。いろいろ
 手数を想定しております。単価についてはそれ
 以上に色々あるかとございまして、資金、単価
 についてはまだいじらぬと。確定事項については申し
 上げさせていただきます。とにかく8,000ドルの範囲内にお
 いて種々の手を入れたという事で提案はして
 しております。ところが歳出におよぶ分には、種
 々の種々の購入を5,450ドル補正いたしました。
 今申しあげた歳入を予想した場合に決算見

込めしおしては、収支の方においては7万円の持
越しの赤字についてはある程度累増をおさる
ことはできると、いわれるような償還ありという
ことは不可能でございませうけれども償還でき
としても4,000円~8,000円位の償還に
しよう見込めで現在もつておきましてございませ
う。以上、簡単にございませうが、補正予算の説明を終
ります。後ほど質疑にお答えいたします。

議 長

本案に対する質疑を許します。

議 長

本案にたいしては、質疑の段階で、継続着
議してございませうと思っております。ご異議ございませ
う。

議 長

ご異議ありなれば、左様決定いたします。

議 長

次は日程の第36、議案第36号、1992年度宮野
湾市水道事業会計補正予算を上程いたします。
本案に対する理事者の報告説明を求めます。

営業課長

1992年度宮野湾市水道事業会計補正予算の
報告説明を行います。

今日の補正予算の日程は、い合わせ5月15日、徳岸

ころにてありまゝにて、打切り決算を行はせしめ
 水作のやせしんで、現在の6月30日までの計画も
 5月14日までに一応、本会計年度は終らんとす
 べし。此れが大正五年度の事なり。又、水道事業の
 場合は去つた7月、8月の断水時にかゝり相当収
 入が落して、しかる3月で補正するやうな事でも
 加算正はありしにせよ。3月で補正するからと
 して、今月で収入に關しては補正してはな
 らず、今日、大幅に補正してありす。

最初に収益的収入、これが一着大正一が収
 入減らありす。既決予定額579,201円に
 對して126,149円の減。これは5月の半ば、6月の収
 入が次の年度にひきつらるゝ。これもありす。又、
 断水時期にかゝり収入減が大正一と見てありす。
 支出の方も532,029円に對して一応98,914円
 の減。合計433,115円。支出の方もこれに併
 せて落してありす。この中収益的収入及び
 支出の利益の予想が当初、47,000円見込
 してありしにせよ。そのうち諸般の状況にかゝり20,000
 円の見込がなくなつてありす。

吃れから資本的収入及び支出、これは今度の収
 入は105,304円、減が75,915円、計84,545円。
 これは、この減は、外に本に入札に對する差額分の
 ありしにせよ。支出に關しては、支出が既決予定額
 158,989円に對して結局、6月にかゝるべき企業
 債元金で有る。これが次の年度にひきつらるゝ。これ
 の減と水道改良費の減、合計して12,750円と
 して146,133円。収入に對して支出の支出に對
 し収入が足りぬ分66,000円、そのうち本年度損

益都定留保費金、このうち減価償却費
である。この部分が25,050円。これと当年度利益
剰余金処分額16,958円、これと建設改良積立
19,680円を補填するに足りております。
このうち、同じ予算の中で、職員給与等7
月15日以降のものは計上されており、5月以降
のものは計上されており、入っております。
以上、ご説明してご質疑にお答えいたします。

議 答
本業に對する質疑を許します。

議 答
本業に對しては、質疑の時点で、継続審議
としてお答えをしております。ご果議の旨を
伺います。

議 答
ご果議の旨を伺って、左様次第にお答えします。

議 答
次、日程第3号、陳情第3号、水道に關する陳情
一紙を讀取して朗読いたします。

議 答
休憩いたします。(午後3時4分)
再開いたします。(午後3時5分)

議 登

本陳情に付ては、建設常任委員会に付記
をいたすことあり。

議 登

以上を以て、本日の日程は全部終了あり
あり。明日は22日、水曜日、午前10時から
再び本会議を開き、大変苦勞あり
あり。

散会 (午後3時6分)